ロ　生産性要件に該当する事業主　次の(1)から(5)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき二万七千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

(2)　五パーセント以上七パーセント未満　対象者一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

(3)　七パーセント以上十パーセント未満　対象者一人につき六万三千円（中小企業事業主にあつては、八万三千円）

(4)　十パーセント以上十四パーセント未満　対象者一人につき八万九千円（中小企業事業主にあつては、十一万九千円）

(5)　十四パーセント以上　対象者一人につき十二万五千円（中小企業事業主にあつては、十六万六千円）

3　（略）

4　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の五第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金」と読み替えるものとする。

第十七条の三　第百十八条の二第十五項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十五項第二号	（略）	次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度

ロ　生産性要件に該当する事業主　次の(1)から(5)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき一万八千円（中小企業事業主にあつては、二万四千円）

(2)　五パーセント以上七パーセント未満　対象者一人につき三万六千円（中小企業事業主にあつては、四万八千円）

(3)　七パーセント以上十パーセント未満　対象者一人につき四万二千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

(4)　十パーセント以上十四パーセント未満　対象者一人につき七万二千円（中小企業事業主にあつては、九万六千円）

(5)　十四パーセント以上　対象者一人につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

3　（略）

4　第二項の規定にかかわらず、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他の不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

第十七条の三　第百十八条の二第十五項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十五項第二号	（略）	次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度